

令和 6 事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を踏まえ、令和 6 事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング²の主な検証事項等について取りまとめた³。

1. 金商業者等を取り巻く環境等

（1）金商業者等を取り巻く環境

① 顧客本位の業務運営等

令和 6 年 3 月に策定された「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」においては、金商業者等を含む金融事業者による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行うことが盛り込まれている。また、資産運用業の改革として、資産運用ビジネスを有する大手金融機関グループにおける顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築等を促すこと等、「資産運用立国実現プラン」に掲載された施策に取り組むことも盛り込まれているところ、金商業者等が顧客本位の業務運営を適切に確保し、期待される役割を十二分に発揮していくことが引き続き重要となっている。

② 詐欺的な投資勧誘による被害急増

SNS 型投資詐欺等の一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等においては、無登録業者である可能性がある者からの勧誘による被害が多数発生しているところ、令和 6 年 6 月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策」においては、無登録業者の排除のための取組を積極的に推進することが盛り込まれている。

③ 持続的なビジネスモデルの構築や新たな金融商品の広がり

デジタル化の進展や高齢化、人口減少等に伴い、ビジネス環境が大きく変化する中、他の証券会社や金融機関との業務提携、市場環境や顧客ニーズの変化に則したサービスの提供等による持続可能なビジネスモデルの構築に向けた動きが見られる。また、セキュリティトークンの取引プラットフォームの環境

¹ 令和 6 事務年度は令和 6 年 7 月から同 7 年 6 月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を指している。「検査」とは、金融商品取引法第 56 条の 2 等の検査権限に基づくものを指し、「モニタリング」とは、検査以外のものを指す。

³ 証券監視委は、令和 5 年 1 月 27 日に公表した第 11 期中期活動方針において、リスクベースアプローチに基づく証券検査の継続や投資者被害事案に対する積極的な取組を掲げている。

整備を踏まえ、PTSにおけるセキュリティトークンの取り扱いが開始されている。

④ サイバーセキュリティリスクの高まり

サイバー攻撃の洗練化・巧妙化やそのリスクが引き続き急速に高まる中、金融機関においては、経営陣のリーダーシップの下、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が求められている。

⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）に対する国際的な関心は引き続き高く、金商業者等においては、FATF 第4次対日相互審査結果のフォローアップ状況及び第5次対日相互審査を見据えた取組が引き続き求められている。なお、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロンガイドライン」という。）上の「対応が求められる事項」の態勢整備の対応期限を令和6年3月末に迎えている。

(2) 金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

昨事務年度等において、以下のとおり、金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更が見られる。こうした変更も踏まえ、金商業者等は、顧客本位の業務運営の徹底や、投資者保護を強化するための対応が求められている。

① 顧客本位の業務運営の確保に向けた対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」における議論を踏まえ、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行することを金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く求めるため、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律及び関連法が改正（令和5年11月29日公布）された。また、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）の一部改正により、NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘行為が行われていないかについても留意して監督を行う旨の記載等が追加された。

② デジタル化の進展等への対応

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」における議論を踏まえ、ソーシャルレンディング等を行う第二種金融商品取引業者に対して、運用報告書の交付が担保されていないファンドの募集等を禁止するほか、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利について、金融商品取引法（以下「金商法」という。）の販売勧誘規制を適用するため、金商法が改正（令和5年11月29日公布）された。

③ 資産運用の高度化・多様化

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「資産運用に関するタスクフォース」における議論を踏まえ、投資運用業者の参入促進に向けてミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該事業者に業務を委託する投資運用業者の登録要件の緩和を行うとともに、非上場有価証券の流通活性化に向けてプロ投資家を対象として非上場有価証券の仲介業務に特化する場合における第一種金融商品取引業者の登録要件の緩和等を行うため、金商法及び投資信託及び投資法人に関する法律が改正(令和6年5月22日公布)された。

④ 不動産関連ファンド運用業者の利益相反防止態勢に係る明確化

不動産関連ファンド運用業者について、監督指針の一部改正により、物件取得等に係る検討経緯等の適切な記録の保存や利益相反取引防止態勢に係る留意点が明記された。

(3) 昨事務年度の証券モニタリングを通じて判明した事項

昨事務年度の証券モニタリングを通じ、法令違反行為や不適切な業務運営等を行っている金商業者等が認められた。

① 第一種金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者

顧客本位の業務運営の取組状況については、大手証券会社及び地域証券会社において、顧客属性に照らして顧客に理解されるための説明が不十分である等、適合性原則に抵触する不適切な業務運営が認められた。

また、3メガバンクグループの証券会社等において、顧客から系列証券会社への情報共有を禁止されていたにもかかわらず、グループ間で当該顧客に係る非公開情報を授受する行為や、法人関係情報の不適切な管理を行っている状況が認められたほか、登録金融機関が、系列証券会社を有価証券の引受先とするよう交渉及び勧誘している状況が認められた。

ネット系証券会社においては、引受主幹事会社を務めた新規上場株式について、金融商品仲介業者等を通じ、実勢を反映しない作為的な相場となることを知りながら当該銘柄の買付注文の受託等をしている状況が認められた。

外国為替証拠金取引業者においては、ストレステスト結果の悪化を回避するため、社長の指示により、改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況が認められた。

② 投資運用業者

不動産投資法人の運用を行う投資運用業者において、利害関係者からの物件取得の際の自社査定にあたり、採用した利回りの妥当性の検証記録が残されていないなど、利益相反リスク管理態勢に不備がある状況が認められた。

また、投資一任契約に基づき運用を行う投資運用業者において、デューディ

リジェンスの完了前に運用計画を社内会議で決議するなど、運用方針を決定する具体的な意思決定プロセスに不備がある状況等が認められた。

③ 投資助言・代理業者

自社ウェブサイト上の広告において、利益の見込みについて著しく事実に相違する表示を行ったほか、事実であるかのように装うため法定帳簿に虚偽の内容を記載する等の法令違反行為が認められた。

また、特定の顧客に対し、事前に助言銘柄を伝達するとともに売買等の助言を行う等、顧客のため忠実に投資助言業務を行っていない状況が認められた。

さらに、助言者や投資助言実績に関し、虚偽のことを告げたり、当社の信用性や会員数に関し、誤解を与える表示を示したりして、投資顧問契約の締結の勧誘を行う等の法令違反行為が認められた。

④ 第二種金融商品取引業者

投資型クラウドファンディングの運営会社において、顧客財産と自己の固有財産の分別管理が適切に行われていないなど、特定有価証券等管理行為を行うための要件を満たさないまま、顧客から金銭の預託を受けている状況等が認められた。

⑤ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行っている業者が認められた。

2. 業態横断的な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、また、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項として、以下の項目について検証を行う。

① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況等

金融商品の多様化も踏まえ、例えば、複雑又はリスクが高い商品の販売については、販売対象顧客の設定や顧客説明に関する社内ルールを整備し適切に実施しているか、その遵守状況を適切にモニタリングしているか、合理性のない短期の乗り換え勧誘行為が行われていないか、顧客本位の業務運営に関する原則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか等について検証を行う。また、銀証連携ビジネスにおける販売勧誘状況や顧客情報管理態勢等の内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

② デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築

例えば、非対面営業の拡大、新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化による金商業者等の経営に与える影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築について検証を行う。

他方で、従来型の対面営業に依存したビジネスモデルが継続されている場合は、その持続可能性など、市場環境や顧客ニーズの変化等が財務面を含む経営に与える影響等についても検証を行う。

- ③ サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やデジタル化の進展に伴うシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況
- ④ AML/CFT に係る内部管理態勢の定着状況
マネロンガイドラインの「対応が求められる事項」に基づく態勢整備の状況について検証を行う。
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて、機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

3. 規模・業態別の主な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

（１）大手証券会社グループ⁴

引き続き、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について検証する。

また、売買審査態勢を含む業務運営態勢に不備が認められたことを踏まえ、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備を始めとした内部管理態勢の整備状況について検証する。

さらに、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業店に対し、検査を実施する。

（２）外国証券会社

⁴ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。

また、我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況について検証を行う。

(3) ネット系証券会社

昨今のサイバー攻撃の洗練化・巧妙化やリスクの急激な高まりを踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、金融商品仲介業者を活用した対面営業の拡大等に対応した外部委託先の管理態勢や、新たな商品及びサービスの提供等のビジネスモデルの変化を踏まえた業務運営態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、新しい NISA 制度が開始した中、増加する新規口座開設数や取引量に応じた実効的な売買管理態勢を始めとした内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(4) 準大手証券、地域証券会社（地域銀行系証券会社を含む）

顧客の高齢化や相続による顧客資産の流出、手数料競争の激化やデジタル化の推進による影響などによって厳しい経営環境となる中、持続可能なビジネスモデルの構築・検討状況について確認するとともに、適合性原則への対応等が図られているかについて検証を行う。

また、主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

(5) 外国為替証拠金取引業者

昨今のサイバー攻撃の洗練化・巧妙化やリスクの急激な高まりを踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況、ストレステストの実施を含めた店頭 FX 業者の決済リスク管理の状況について検証を行う。

(6) 投資運用業者

運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備（取引の妥当性について、事後的に検証できる態勢となっているかを含む）等の状況について検証を行う。

(7) 投資助言・代理業者

虚偽等の説明による勧誘行為・広告手法や、忠実義務違反などの投資者保護上問題のある行為の有無について検証を行う。

また、主要株主や経営体制が変更された業者について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の实在性等に着目し、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じた検証を行う。

また、主要株主や経営体制が変更された業者について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

(9) 登録金融機関

投資勧誘等の適正性や、適合性原則への対応が適切に図られているか等の内部管理態勢の整備状況等について検証を行う。

(10) 金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性について検証を行う。

信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえて証券モニタリングを実施する。

(11) 無登録業者

無登録業者を排除することにより投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資者へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を一層強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を一層強固に進めていく。

なお、上記の他、1.(2)に掲げた各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

4. 証券モニタリングの進め方

(1) 検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 8,500 者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携して、金商業者等におけるリスクの特定・評価を行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような状況である場合を中心に、検査による実態把握を引き続き積極的に進めていく。また、必要に応じて検証事項を絞り込む等、機動的に検査を実施するものとする。

- ① 個別の法令違反や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② モニタリングでは業務運営等の実態が必ずしも十分に把握できない状況（検査未実施先や長期未実施先、買収等による株主構成の変更に伴い、ビジネスモデルや業務運営態勢を変更した先を含む）
- ③ 取り扱う金融商品のリスクや分別管理の適切性などについて実態把握が必要な状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

(2) 関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、検査の計画策定段階から情報共有や意見交換等も含めて緊密に連携し、証券監視委は調整機能を発揮して財務局の取組を支援する。また、必要に応じて証券監視委と財務局又は財務局間の合同検査を実施し、財

務局間での検査応援等についても柔軟に行う。

また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業等を行う暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査においては、証券監視委、金融庁検査部局、各財務局等との間で、情報共有、同時検査の実施等の連携を図っていく。

自主規制機関とは引き続き緊密に連携するとともに、更に連携の拡大・深化を図っていく。証券監視委と自主規制機関との間で、検査・監査等で検知した内容やその時々の問題意識をタイムリーかつ双方向に共有することで、証券モニタリングを効果的・効率的に進めながら、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

5. 検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組を促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。